青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する 基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員および 運営に関する基準を定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する 基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 人員に関する基準(第3条・第4条)
- 第3章 運営に関する基準(第5条―第30条)
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第31条)
- 第5章 雑則(第32条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号ならびに第81条第1項および第2項の規定にもとづき、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている 環境等に応じて、利用者の選択にもとづき、適切な保健医療サービスお よび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供され るよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、青梅市(以下「市」という。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者およびその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)および青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であってはならない。

6 指定居宅介護支援事業者およびその職員は、暴力団の活動を助長し、 または暴力団の運営に資することとなる活動をしてはならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定にかかる事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35またはその端数を増 すごとに1とする。

(管理者)

- 第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤 の管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号。以下「法施行規則」という。)第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければな らない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。) 第3章 運営に関する基準

(内容および手続の説明および同意)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針および利用 者の希望にもとづき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サ

- ービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を 行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、 あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院また は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者にかかる介護支 援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求め なければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用にかかる電子計算機と利用申込者 またはその家族の使用にかかる電子計算機とを接続する電気通信回 線を通じて送信し、受信者の使用にかかる電子計算機に備えられた ファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録 を出力することによる文書を作成することができるものでなければなら ない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用にかかる電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の 提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域 (当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する 地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指 定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定 居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 (受給資格等の確認)
- 第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請にかかる援助)

- 第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定にかかる申請 について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければなら ない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が すでに行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、 当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要 な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定にもとづき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合にかかるものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用にかかる対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当

該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第13条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質 の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針および 前条に規定する基本取扱方針にもとづき、次に掲げるところによるもの とする。
 - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明を行う。
 - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
 - (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、 利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居 宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正 に利用者またはその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果にもとづき、利用者の家族の希望および当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標およびその達成時期、サービスの種類、内容および利用料ならびにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等によ

- り、主治の医師または歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者および担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者にかかる情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況にかかる情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要 介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要 介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービスおよび福祉サービス が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅 において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用 者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険 施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようと する要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に 移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行 うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(指定居宅介護支援等基準第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスにかかる主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等にかかる主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護または 短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅におけ る自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身 の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活 介護および短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間 のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見または法第37条第1項の規定による指定にかかる居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による指定にかかる居宅サービスもしくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければなら

ない。

- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定 を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者にかかる必 要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に もとづき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援(法第58 条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の業務の委託を受け るに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業 者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなけ ればならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に もとづき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行う ための資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めが あった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスにかかる報告)

- 第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費にかかる指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている 基準該当居宅サービスにかかる特例居宅介護サービス費の支給にかかる 事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体 連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会) に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者

の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を 受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対 し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付し なければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の 介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な 指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規 程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業の目的および運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数および職務の内容
 - (3) 営業日および営業時間
 - (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護 支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員 その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指 定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担 当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務につい てはこの限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。

(設備および備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区 画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備および備品 等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を 漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった 者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の 秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者 の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を 用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなけれ ばならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について 広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであって はならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第26条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者およびその従業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦 情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、 法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示 の求めまたは市の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者か らの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または 助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善 を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法

- 第41条第1項に規定する指定居宅サービスまたは法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者から の苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して 国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合におい ては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援 の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連 絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わな ければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとと もに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分し なければならない。

(記録の整備)

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に 関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存 しなければならない。
 - (1) 第14条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡

調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳ア 居宅サービス計画
 - イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第14条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第17条に規定する市への通知にかかる記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第31条 第2条、第2章および第3章(第27条第6項および第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第31条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定にもとづき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合にかかるものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、青梅市長が別に定める。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者にかかる経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、 介護支援専門員(法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員を除く。)を第4条第1項に規定する管理者とすることができる。

青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例要綱

1 制定の理由

介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正に伴い、指定居宅 介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定めようとするも のである。

2 制定の内容

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第38号)に合わせて、次の事項について基準を定める。 ((1)イは青梅市の独自基準)

(1) 基本方針(第2条関係)

ア 利用者の自立支援

イ 暴力団員等の排除

(2) 人員に関する基準 (第3条、第4条関係)

指定居宅介護支援事業所の従業者の員数および管理者にかかる基準

(3) 運営に関する基準 (第5条~第30条関係)

指定居宅介護支援事業の運営に関する事項であって、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保ならびに秘密の保持等に密接に関連するもの

(4) 基準該当居宅介護支援に関する基準(第31条関係) 基準該当居宅介護支援の事業についての準用

- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日

平成30年4月1日。ただし、介護支援専門員が、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない規定は、平成30年10月1日

(2) 管理者にかかる経過措置

平成33年3月31日までの間は、管理者は主任介護支援専門員で

なければならない規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とする ことができる。